

■平成24年度第24回（第212回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成24年12月12日（水） 午後3時～午後4時5分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、小林副市長、木下副市長、教育長、審議監、技監、政策局長、
総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、理事（秘書・総合調整担当）、
総合政策監、子ども未来局長

【議 題】（1）青少年の居場所づくりについて

< 提案説明 >

青少年の居場所づくり事業について、子ども未来局から次のような説明があった。

- ・ 前回10月29日の戦略会議の指示事項として、「本市やNPOの取組状況とその課題について、より具体的に整理すること」、「子ども・若者支援地域協議会の体制づくりと本事業の実施時期について整理すること」の2点あり、以下のとおり整理した。
- ・ 1点目については、現状では、ひきこもり状態になっている子ども・若者に対する相談支援について、こころの健康センターや障害者総合支援センターなどの公的機関、NPOや民間事業者などの相談窓口が徐々に充実してきている。しかし、その次の段階に位置する、生活習慣を整え対人関係の能力の向上をさせる社会生活支援を行う支援機関が不足している。
- ・ 課題としては、相談から就労・復学支援へとつなぐ社会生活支援の方策が本市でも不足しており、こころの健康センターなどで実施している各種講座も、今後事業の拡大や他事業者等との協力体制を進めることで、さらに効果が期待できると考えられる。一方、NPOや民間事業者においては、人材や場所の確保のための資金が不足していることが挙げられる。
- ・ 本事業により期待される効果として、現状ではこころの健康センターや障害者総合支援センターにおける相談や各種講座などの支援方策では社会復帰困難な者が相談者のうち7～8割は存在するが、困難を有する青少年の居場所としての本事業の実施により、そのうちの4割程度が社会復帰可能となると見込まれる。
- ・ 2点目については、平成24年度中に庁内の関係機関と連携を図り、課題等の洗い出しと共通理解を図った上で、（仮称）青少年ルームの設置に向けた協議を行い、平成25年度のなるべく早い時期に、子ども・若者支援地域協議会の設置を公示し、実際に（仮称）青少年ルームの運営を進めるとともに、平成29年度の（仮称）子ども総合センター開設までの間に、総合相談のあり方の協議、既存ネットワークの

再構築を進める。

- ・（仮称）青少年ルームの定義としては、個人の状態に合わせた支援プログラムに取り組むための、継続的・安定的な場所としたい。
- ・個人の状態に合わせた支援プログラムとしては、キャンプ場での野外炊飯や農業体験など、青少年育成課で既に実施している事業の活用も検討し、総合的に展開を図る。
- ・支援プログラムの今後の展開としては、平成25年度中はひきこもり状態やひきこもり状態から回復傾向にある子ども・若者を対象とした日常生活支援や社会生活支援に重点を置き、平成26年度以降に庁内外の就労支援機関等との連携を強化した上で、就労準備支援の提供を行いたい。
- ・本事業の実施に当たっては、対象となる子ども・若者が抱える包括的な困難への対応ができること、（仮称）青少年ルームの定義に基づき週5日以上の開設ができること、行政にない民間が持っている支援方法のノウハウを活用することが望ましいと考え、民間事業者に運営を委託したいと考えている。課題として挙げた人材や場所については、市による委託料での人件費の確保、公共施設の無償貸与等で解決していきたい。
- ・今後については、平成24年度中から大宮地区での設置に向けた準備を進め、平成25年度中の早い時期での運営開始を目指す。その後は、利用者の利便性、地域の特性などを考慮し、浦和地区、岩槻地区、（仮称）子ども総合センター内などでの設置を検討する。
- ・（仮称）青少年ルームの大宮地区における整備候補地については、駅が近く利用者が通いやすいJACK大宮6階か現桜木保育園を設置候補地として検討している。

< 意見等 >

- ・本事業の対象者として、児童養護施設を出た子どもも対象となるのか。また、今度開設されるひきこもり相談センターと関係はどうか。
- 施設を出た後、就労に結びつかない時には、本事業を利用してということも想定される。また、ひきこもり相談センター等で相談を受けた後、こちらの事業を利用するということが想定される。
- ・現時点で、子ども・若者支援地域協議会の構築に向けた推進体制はどのような状況なのか。
- 庁内の関係機関を集めた会議を平成24年3月に開催した後、構築に向けた準備として各機関の状況について個別にヒアリングを実施している。
- ・民間の医療機関も子ども・若者支援地域協議会の構成機関の一つに含まれるのか。
- 既に医療機関とこころの健康センターや保健センターなどが組んでいるネットワークについては、今後も活用していく必要があると考えている。
- ・NPOや民間事業者に運営を委託することを想定しているが、同様の事業を実施しているNPOの運営状況はどうか。また、支援を必要としているのか。
- 一番活動が充実しているNPOでも、公共施設の会議室を借りて週2回開催することが精一杯という状況であり、最初は市のほうで資金面も含めた支援をして育てて

いくことが必要と考えている。

- ・ 本事業の想定利用者数の延べ5, 800人とは、どのような想定なのか。
- こころの健康センターや障害者総合支援センターなどの電話相談も含めた相談者の数を基にした人数である。
- ・ 本事業の利用者の実人数としては、どの位を想定しているのか。
- ひきこもりや不登校などの困難を抱えた子ども・若者ということでは、市内に1万人程度存在すると想定され、こころの健康センターなどで受け付けた相談者の実人数ということでは300人位となるが、潜在的な人数は分かっていても実際にどの位の利用者数となるかは予測が困難である。
- ・ 現状では、民間事業者はどの位の規模で実施しているのか。
- NPOや民間事業者では4団体が同様の事業を実施している。一番利用者が多いNPOでは、1日の利用者が25~30人位、年間では延べ1,620人の利用者が存在する。
- ・ 子ども・若者支援地域協議会については、NPOや民間事業者を含め、多くの関係機関が存在しており、ネットワークを組むことはできても、誰かがリーダーシップをとらないと上手く働かないのではないか。
- 子ども・若者支援地域協議会の運営については、子ども未来局でその事務局を担うことを想定しており、中心的な立場になると考えている。
- ・ 行政が事業を実施するための場所の提供や必要最低限の財政的支援を行い、基本的な支援プログラム全体は民間事業者も入ったネットワークの中でつくりあげるといことだが、本事業は行政が実施するというよりも、市民レベルで地域の中で人のネットワークにより動かす事業なのではないか。
- 他自治体の例でも、まず各地域のキーパーソンとなる人を見つけることが重要で、そのキーパーソンを中心として必要な人材が集まり、ネットワークが動いていくということであった。本市でも、関係機関のネットワークだけではなく、人のネットワークをつくらないと、市民レベルで動かしていくことは困難と考えている。
- ・ 人のネットワークにおいては、誰が見ても公平に選定されているという認識がないまま特定の団体に支援が入った場合、ネットワーク内の協力が上手くいなくなることも想定される。例えば、指定管理者制度における選定方法のように、誰が見ても納得できる形で、オープンで公平な選定の方法をとる必要があるのではないか。
- 子ども・若者支援地域協議会においては、支援の主導的立場に位置付ける団体を指定支援機関として指定することになっているが、その指定の際は関係者が集まる子ども・若者支援地域協議会での協議によって決定することを想定している。
- ・ 現実として、ひきこもりなど社会復帰に向けた支援を必要としている子ども・若者が存在する状況にあることから、モデル的にでも、まずは事業を開始することが必要ではないか。事業を検証しながら、必要であれば事業内容を修正しつつ、来年度からモデル的に事業を開始し、今後の展開については改めて検討してはどうか。
- ・ モデル的に実施し、事業を検証していくという形であれば、JACK大宮のような本格的な施設では、事業から撤退する場合など困難が生じるのではないか。その意味では桜木保育園の跡地を利用して事業を開始したほうが良いのではないか。

- 桜木保育園は市街地再開発の区域内に存在するが、敷地については5年程度は利用可能なため、モデル事業として実施する分には問題ない。
- ・ 事業の委託費用や施設の改修費については概算であり、今後予算編成にあたっては財政課と協議する必要がある。

< 結果 >

- ・ 子ども未来局発議の青少年の居場所づくり事業については、下記の点に留意して進めることを了承する。
 1. (仮称) 青少年ルームについては、平成25年度から桜木保育園の跡地においてモデル事業として実施すること。
 2. 平成25年度以降の事業展開については、モデル事業の結果を十分に検証した上で、改めて検討するものとする。
 3. 子ども・若者支援地域協議会については、平成25年度中に設置した旨の公示を行い、平成29年度の(仮称)子ども総合センターの開設に向けて協議会の体制を充実させること。

< 会議資料 >

(資料1) 青少年の居場所づくり